

滋賀県淡水真珠振興計画の改定原案について

I 計画の概要

- 「真珠の振興に関する法律」(平成28年法律第74号)に基づく県計画。
- 第3条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。
- 内容は、真珠産業の振興のための施策、真珠の需要の増進のための施策に関する事項等。
- 県の施策について、総合的かつ計画的に実施するため、国の基本方針に即して定めるもの。

II 改定の考え方

- 現計画を基本としながら、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に、現在、改定作業が進められている上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」と整合を図った計画とする。
- 計画期間は、上記2計画の終期に合わせ、令和3年度～令和7年度。

III 主な改定内容

- 真珠生産の安定化と増大を図るために、特に母貝生産の安定化を図ることが急務であることから、以下について盛り込んだ。
 - 母貝生産の安定化と効率化に寄与する技術の開発と普及。
 - 母貝生産に必要なナマズ等魚類の安定供給。
 - 養殖業者間で母貝等を融通し合う等、母貝供給体制の構築。
 - 新規漁場開拓のための調査
- より高品質な真珠生産につながる母貝生産のため、系統確立に資する研究開発推進を盛り込んだ。
- 真珠養殖技術の継承のためマニュアル化や映像化など、技術の記録・蓄積を盛り込んだ。
- 需要の促進については、業界関係者それぞれの取組により、加工販売の多様化、戦略的積極的なPR、催事への出店、真珠の核入れ体験、貝殻の有効活用など、琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上が進んでいることから、それぞれの自主性を重視しつつ、関係者のニーズを踏まえたサポートを基本に置いて、出前講座なども活用し、県民の理解・関心を高める取組を推進することとした。

○ 3月の常任委員会以降の見直し内容

- ・時点修正：令和2年の農林水産統計が公表され、滋賀県の淡水真珠生産量は14kg。
- ・「令和7年度の目標とする指標」を設定。

令和7年度の真珠母貝生産数として、63,000個とした。

現在の県内真珠養殖業者全体による、施術しようとする母貝個数の規模は年間42,000個程度と見積もられるが、母貝不足から実現していない。実現するために必要な真珠母貝生産個数は歩留まり等を勘案すると年間約63,000個。母貝生産の不安定さ等の課題を解消することによって、令和7年度に、この規模の母貝生産を実現することを目標指標とした。その場合、令和10年以降の施術母貝個数42,000個を経て、令和13年以降の真珠生産量約60kgを見込む計算となる。

- ・資料として、淡水真珠の生産工程を付した。

IV 改定の経過と今後のスケジュール

令和2年12月14日	常任委員会報告(改定について)
令和3年 3月10日	常任委員会報告(改定素案について)
7月9日	常任委員会報告(改定原案について)
7月～9月	県民政策コメント等の実施
9月	常任委員会報告(計画案について)
10月	計画策定および公表

改定「滋賀県淡水真珠振興計画」の概要(原案)

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。
- 現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。
- 「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、現計画期間の満了に伴い改定する。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

II 現状と課題

- 琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,000kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。
- 当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛んだった。
- 昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減した。
- 現在も生産は低迷しており(H24年:11kg→R2年:14kg)、生産者団体も解散し、業界としてもまとまる取組が困難となっている。
- 母貝の安定生産が喫緊の課題。その他、漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成、関係者間の連携が課題。

III 目指す姿

技術が継承され続け、小さくともキラリと輝く地域資源としてしっかりと存在感を示す真珠産業

IV

琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

(1) 真珠生産者の経営の安定

- 真珠養殖業者間の情報の共有による課題やニーズの把握
- 生産における協業化による効率化や安定化の促進

(2) 真珠の生産性および品質の向上の促進

- 真珠母貝の安定生産・省力化
- 養殖業者間での母貝の融通等の母貝供給体制の構築

(3) 漁場の調査等状況の把握

- 漁場環境のモニタリング・新規漁場開拓のための調査

(4) 漁場の維持または改善

- 水草の異常繁茂の防止（湖底耕耘と水草除去）

(5) 研究開発の推進等

- 母貝の安定生産と高品質な真珠母貝系統の確立にかかる技術開発

(6) 人材の育成および確保

- 新規就業者の確保と指導者への支援
- 真珠生産技術継承のための技術の記録と蓄積

2 真珠の需要の促進のための施策に関する事項

- 淡水真珠の知名度向上に向けて、業界関係者が自主的に行う種々の取組に対して支援を図る

- 出前講座、SNS等により県民の理解・関心を高める

3 令和7年度の指標とする目標